

参考資料 用語解説

<五十音>

ア行

ウォークアブルな空間 歩行者が快適・安全に過ごせるように、広々とした歩道、緑地、ベンチ、カフェ、ガラス張りの店舗などで賑わいと交流を生む空間。

カ行

街区公園 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。

家屋倒壊等氾濫想定区域 川が氾濫した場合に、あふれた水や川岸の侵食により、家屋が倒壊・流出するおそれがある区域。

河道掘削 洪水時の川の水位を低下させるため、川底を掘り下げたり(河床掘削)、河道の幅を広げたりして、水が流れる面積(河積)を広くすること。

居住調整地域 人口減少・高齢化が進む中で都市の機能を維持するため、居住誘導区域外の市街化区域において、住宅地化(住宅を建てること)を抑制する目的で定められる地域。

居住誘導区域 居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、都市機能やコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。

近隣公園 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積2ha を標準として配置する。

警戒避難体制 土砂災害や津波など自然災害の危険が迫った際に、住民が自らの命を守るため、適切な避難行動を迅速かつ確実にとれるように、国や自治体が住民・施設・情報伝達などを含めて構築する仕組み全体を指す。

公示地価 国土交通省の土地鑑定委員会が毎年判定・公示する、土地の適正な取引価格の指標。

洪水浸水想定区域 川が氾濫した場合に浸水するおそれがある区域。

コミュニティ交通 地域住民の生活を支えるために、主に自治体や地域団体が運営する小規模な公共交通サービス。住民のニーズに対応したきめ細やかな運行が特徴で、高齢者や交通弱者の移動手段として重要な役割を果たす。

コミュニティバス 一般的に、交通事業者以外の市町村や自治会などが主体となり、地域住民の利便性向上などのため一定地域内を運行し、車両使用、運賃、ダイヤ、バス停位置などを工夫したバス。

コンパクト・プラス・ネットワーク 人口減少・高齢化が進む地方都市で、医療・福祉・商業などの生活機能を特定の「拠点」に集約(コンパクト化)し、それらの拠点間を公共交通で結びつけ(ネットワーク化)、高齢者や子育て世代にとって安心して暮らせる持続可能なまちづくりを進める政策。

サ行

財政力指数	地方公共団体(都道府県や市区町村)が、標準的な行政サービスを行うために必要な費用(基準財政需要額)に対して、自前の税収(基準財政収入額)でどれくらい賄えるかを示す財政力の強さの指標。
市街化区域	市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。
市街化調整区域	市街化を抑制すべき区域のこと。
自主防災組織	「自分たちの地域は自分たちで守る」という理念のもと、地域の住民が主体となって結成し、災害による被害の予防・軽減を目指す組織。
準工業地域	環境悪化のおそれがない軽工業の利便増進を主目的としつつ、住宅や商業施設、学校、病院なども混在して建てられる、住居と軽工業が共存する用途地域。
垂直避難	自宅・施設等の浸水しない、または少しでも安全な上階等へ移動すること。

夕行

大規模盛土造成地(谷埋め型、腹付け型)	谷や沢を埋め立てたり(谷埋め型)、傾斜地に土を盛ったり(腹付け型)して造成された土地のうち、特に大規模なものを指す。
滞留人口	ある特定の時間帯にその地域に留まっている(滞在している)人の数を指す。
高潮浸水想定区域	想定し得る最大規模の高潮による氾濫が海岸や河川から発生した場合に想定される浸水の危険性を図示したもの。
田んぼダム	水田の排水柵に田んぼダム用の堰板を追加することで、水田の貯留機能を増強するとともに、ゆっくり排水することにより、一度に川に流れ出す水量を減らす取組のこと。
地域包括支援センター	保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等を配置しており、高齢者の方が住み慣れた地域で生活が続けられるよう、介護、福祉、健康、医療など様々な面から総合的に支える機関のこと。
地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積4ha を標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園(カントリーパーク)は、面積4ha 以上を標準とする。
地区防災計画	地域の防災力を向上させるため、地域コミュニティごとに防災活動を効果的に実施できるように定める計画のこと。
貯留機能保全区域	都市河川流域で洪水や雨水を一時的に貯める低地や農地などの「遊水機能(貯留機能)」を将来にわたって守るための区域のこと。
津波災害特別警戒区域	津波で建物が壊れたり浸水したりして、住民の生命に著しい危害が生じる恐れがあり、「警戒区域」(避難体制整備が必要な区域)の中でも特に危険性が高く、特定の開発行為や建築行為に制限が課される土地の区域。
津波浸水想定区域	都道府県知事が最大クラスの津波を想定し、その場合に浸水が想定される区域(浸水域)と深さ(浸水深)を定めて公表するもの。
デマンド交通	利用者の予約(デマンド)に応じて運行する、乗り合い型の地域公共交通のこと。

特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
都市核	都市の中心的な役割や名古屋・大阪都市圏等の結節点として広域的な役割を担い、医療・福祉・商業、公共交通等の様々な高次都市機能が集積する拠点のこと。
都市機能誘導区域	都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務、商業等が集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域。
都市計画区域	一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域として、都道府県または国土交通大臣が指定する区域
都市計画公園	都市計画で定められた公園で、住民の休息、観賞、散歩、運動などを目的とし、都市の健全な発展に寄与する。
都市公園	都市公園法に基づき、良好な都市環境の形成や住民の福祉増進のために設置される公園・緑地。
都市施設	道路、公園、下水道、学校、病院など、都市の骨格を形成し、都市活動や市民生活に不可欠な施設全般を指す。
都市的土地利用	都市計画に基づき、住宅・商業・工業など多様な機能を持つ土地を、無秩序な開発を防ぎ、効率的かつ計画的に配置・活用すること。
土砂災害警戒区域	急斜面が崩れるなど土砂災害が発生した場合に住民などの生命又は身体に危害が生ずるおそれのある区域。
土地区画整理事業	道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。
徒歩圏人口カバー率	生活サービス施設の徒歩圏に居住する人口の総人口に占める比率。

ナ行

内水浸水想定区域	想定最大規模の豪雨により、道路の側溝や下水道、河川からの雨水が溢れ出し、建物や道路が浸水する恐れがある範囲を指す。
二次救急医療機関	入院治療を必要とする重症救急患者の医療を担当する医療機関。
農地転用	農地転用とは、農地を住宅、工場、駐車場、資材置場といった農地以外の用途に変更すること。

ハ行

ハザードマップ	万一の災害に備え、その土地の災害に対する危険性や避難場所などを掲載している地図。
PDCA サイクル	「Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)」という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。
避難行動要支援者名簿	災害発生時に自力での避難が困難な人々を支援するために、市町村が作成を義務付けられている名簿。
福祉避難所	高齢者、障がい者など、一般の避難所では生活に支障をきたす要配慮者のために特別な配慮がなされた避難所のこと。

防災指針	居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能を確保するための指針であり、当該指針に基づく具体的な取組と合わせて立地適正化計画に定める。
------	--

マ行

マイタイムライン(防災行動計画)	水害や土砂災害などから命を守る避難行動がとれるよう、予め自分自身がとるべき行動を時間に沿って整理したもの。個人や家族の防災行動計画。
------------------	--

ヤ行

用途地域	住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、13種類ある。用途地域が指定されると、それぞれの目的に応じて、建てられる建物の種類が決められる。
------	--

松阪市立地適正化計画

■発行日 2026(令和8)年3月

■発行 三重県松阪市

■編集 松阪市建設部都市計画課

〒515-8515

三重県松阪市殿町1340番地1

電話:0598-53-4168

E-mail:tos.div@city.matsusaka.mie.jp
